

介護保険 訪問看護利用料金表 (非課税)

(令和8年6月から)

■基本利用料（1回につき） [静岡市：6級地] ※利用料（10割）の計算は単位数×10.42円となります。

サービス内容		指定訪問看護（要介護）					介護予防訪問看護（要支援）				
		単位	利用料 (10割)	利用者負担額			単位	利用料 (10割)	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担			1割負担	2割負担	3割負担
	サービス提供時間										
看護	20分未満	314	3,271円	328円	655円	982円	303	3,157円	316円	632円	948円
	30分未満	471	4,907円	491円	982円	1,473円	451	4,699円	470円	940円	1,410円
	30分以上1時間未満	823	8,575円	858円	1,715円	2,573円	794	8,273円	828円	1,655円	2,482円
	1時間以上1時間30分未満	1,128	11,753円	1,176円	2,351円	3,526円	1090	11,357円	1,136円	2,272円	3,408円
リハビリ	20分	294	3,063円	307円	613円	919円	284	2,959円	296円	592円	888円
	40分（20分×2回）	588	6,126円	613円	1,226円	1,838円	568	5,918円	592円	1,184円	1776円
	60分（20分×3回）	795	8,283円	829円	1,657円	2,485円	426	4,438円	444円	888円	1,332円

※療士（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）が実施するリハビリの上限は、週合計で120分までとなります。

■基本利用料以外（加算）

加算名		内 容	指定・介護予防訪問看護（要介護・要支援）					
			単位	利用料 (10割)	利用者負担額			
					1割負担	2割負担	3割負担	
初回加算(Ⅰ)	初月のみ	新規に訪問看護を利用開始した場合(退院・退所日)	350	3,647円	365円	730円	1,095円	
初回加算(Ⅱ)		新規に訪問看護を利用開始した場合に算定。	300	3,126円	313円	626円	938円	
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	1月につき	緊急訪問体制を整えている事業所が算定。	600	6,252円	626円	1,251円	1,876円	
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態 や留置カテーテル等を使用している状態。	500	5,210円	521円	1,042円	1,563円	
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や 真皮を超える褥瘡等の状態。	250	2,605円	261円	521円	782円	
専門管理加算（Ⅰ）	1月につき	専門的な研修（特定行為研修）を受けた看護師 が、サービス提供に関して計画的な管理を行っ た場合に算定	250	2,605円	261円	521円	782円	
看護体制強化加算(Ⅰ)	1月につき	重要事項説明書「9.サービス利用料および加 算」の看護体制強化加算の算定基準を満たして いる場合に算定。(要介護のみ算定)	550	5,731円	574円	1,147円	1,720円	
看護体制強化加算(Ⅱ)			200	2,084円	209円	417円	626円	
長時間訪問看護加算	1回につき	特別管理加算の対象となる利用者に 1時間30分以上の訪問を行った場合に算定。	300	3,126円	313円	626円	938円	
複数名訪問看護加算(Ⅰ) [看護師等が同行の場合]	1回につき	利用者またはその家族の同意を得て 同時に複数の職員が一人の利用者に 訪問看護を行った場合に算定。	30分未満	254	2,646円	265円	530円	794円
			30分以上	402	4,188円	419円	838円	1,257円
夜間・早朝加算 (18～22、6～8時)	1回につき	サービス計画上または訪問看護計画上、サービ ス開始時間が加算の対象となる時間帯にある場 合に算定。 ※緊急訪問の場合、月の1回目は 算定となりません。	基本単位数に25%を加算					
深夜加算 (22～6時)			基本単位数に50%を加算					
退院時共同指導加算	月に1回	入院（入所）中に、退院（退所）後に訪問看護 を利用する利用者に、訪問看護ステーションと 施設が連携して、退院(退所)後の在宅療養につ いて指導を行った場合に算定。	600	6,252円	626円	1,251円	1,876円	
中山間地域等に居住 する者へのサービス 提供加算	1回につき	重要事項説明書「2.事業所の概要」における 「サービス提供地域」を超えて、サービスを 提供した場合に算定。	所定単位数の5%					
サービス提供体制強 化加算（Ⅱ）	1回につき	重要事項説明書「9.サービス利用料および加 算」のサービス提供体制強化加算の算定基準を 満たしている場合に算定。	1回の訪問につき3単位					
ターミナルケア加算	死亡月に 1回のみ	死亡日及び死亡前14日以内に必要ケアを行っ た場合に算定。※要介護の方のみ算定。	2500	26,050円	2,605円	5,210円	7,815円	
介護職員等処遇改善加算	1月につき	介護職員等の安定的な処遇改善を図るための環 境整備と賃金改善を目的とした加算。利用サー ビスの総単位数に加算率を乗じて算定。	所定単位数の1.8%					